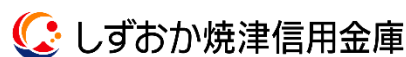


令和6年12月9日



お客様各位

住宅ローン控除に係る新たな確定申告手続き等について

当金庫では、住宅ローン控除に係る手続きについて、令和7年1月6日(月)を目途に新規借入分より「調書方式」の取扱いを開始いたします。

令和4年度の税制改正により、住宅ローン控除に係る従来の年末残高証明書を用いる「証明書方式」から、年末残高調書を用いる「調書方式」での対応となります。

なお、令和6年12月30日までに新規借入をされたお客様と、従来から「証明書方式」での住宅ローン控除を行っておられるお客様は、残高証明書にて発行いたします。

1. 「証明書方式」と「調書方式」について

① 「証明書方式」とは

住宅ローン控除の適用を受ける住宅ローンご利用者が、金融機関等から交付を受けた年末残高証明書を、確定申告または年末調整の際に、税務署または勤務先に提出する方式

② 「調書方式」とは

金融機関が税務署に「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」を提出し、税務署が住宅ローンご利用者にマイナポータルを通じて年末残高情報を提供する方式

以上